

2 生活保護

(1) 現状

本市の生活保護の動向は、保護人員、世帯数ともに減少していますが、生活保護新規相談・申請件数及び保護開始件数は依然として多い件数で推移しています。

福祉行政報告例令和6年3月速報値では、被保護世帯1,552世帯、被保護人員1,793人、保護率7.6%となっています。世帯類型別の状況は、高齢者世帯が54.6%、傷病・障がい者世帯が33.6%、母子世帯が1.5%、その他世帯が10.3%となっており、高齢者世帯が受給世帯の5割を超えている状況に変化はありません。

保護受給中の高齢者世帯の多くが単身世帯であるため、引き続き民生委員や高齢者福祉関係者等との連携による見守りや健康管理を中心とした支援を行っていく必要があります。

また、身体的・精神的な障がいがないにもかかわらず仕事に就けていない受給者に対しては、ハローワーク等と連携して、早期自立に向けて就労支援を行っています。

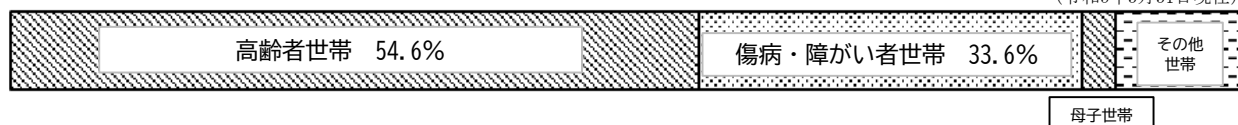
(表1) 保護世帯及び保護人員の動向

(各年度福祉行政報告例3月速報値)

	令和元年度	令和2年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度
保護世帯	1,586 世帯	1,572 世帯	1,560 世帯	1,602 世帯	1,552 世帯
保護人員	1,883 人	1,858 人	1,835 人	1,884 人	1,793 人
保護率	8.0 %	7.8 %	7.8 %	7.9 %	7.6 %
県の保護率	5.4 %	5.4 %	5.5 %	5.4 %	5.4 %
国の保護率	16.4 %	16.4 %	16.3 %	16.3 %	16.3 %

(表2) 保護世帯の世帯類型

(令和5年3月31日現在)



保護の内容をみると、扶助額全体のなかで医療費の占める割合が46.7%となっています。

(表3) 扶助費の内容

(単位 千円)

年度	総額	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	施設事務費	その他
30	3,187,886	934,334	480,908	8,148	106,533	1,514,955	134,400	8,608
元	3,314,576	914,411	485,442	7,178	86,915	1,681,905	131,660	7,065
2	3,129,943	876,568	480,920	5,757	81,067	1,535,609	141,072	8,950
3	2,963,921	835,422	461,573	4,996	74,176	1,418,205	163,606	5,943
4	3,008,542	854,564	469,685	4,975	64,187	1,426,793	178,753	9,585
5	2,920,550	835,843	466,359	4,687	63,820	1,366,436	175,205	8,200

(2) 生活保護事務の運営状況

○ 電算処理による事務の効率化

多種多様な生活相談に対して、面接相談員を配置して対応しています。特に、保護に至らなかった相談者には、資産、稼働能力、他法他施策の活用等を懇切丁寧に助言、生活困窮者自立相談支援機関（まいさぼ松本、まいさぼとまり木松本）へ引き継ぐなど連携を強化して対応をしています。

○ 子どもの学習支援の充実

子ども支援員を配置し、家庭の経済的貧困を理由として学習機会に恵まれず基礎学力を取得できなかった小中学生及び保護者を対象に個別に訪問し、学習支援を行っています。

- 就労支援の充実
平成18年4月から国庫補助による就労支援員（会計年度任用職員）を配置し、ハローワークやケースワーカーと連携しながら、実情に応じた継続的かつきめ細やかな就労支援を行い、被保護世帯の早期の自立を支援しています。
- 健康管理支援の充実
令和2年度からの新規事業（被保護者健康管理支援事業）で、保健師及び管理栄養士を配置し、被保護者のレセプト及び健診データに基づいて保健指導対象者を抽出し、受診行動適正化を図り、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進しています。
- 特別事業の実施
生活保護業務の充実を図るため、国庫補助による特別事業に取り組んでいます。
 - ・医療扶助適正化等事業
 - ・収入資産状況把握等充実事業
 - ・扶養義務調査等充実事業
- 生活困窮相談（令和5年度に市民相談課から移管）
松本市生活就労支援センター「まいさぼ松本」及び「まいさぼとまり木松本」に委託し、経済的に困窮している方や社会的に孤立している方の早期発見に取り組むとともに、庁内連携の強化により関係機関と連携しながら伴走型の支援を行っています。

ア 扶助別世帯人員(令和5年度末)

区 分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助			
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員		
延 数	15,705	18,354	15,841	18,485	330	498	4,146	4,227		
区 分	医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		合計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
延 数	16,533	18,763	2	2	248	267	28	28	52,833	60,624

イ 世帯類型別被保護世帯数（年度末）

年度	実 数					停 止 中 の 世 帯	割 合				
	高 齢 者 世 帯	傷 病 障 がい 者 世 帯	母 子 世 帯	そ の 他 の 世 帯	計		高 齢 者 世 帯	傷 病 障 がい 者 世 帯	母 子 世 帯	そ の 他 %	
25	676	540	60	202	1,478	9	45.7	36.5	4.1	13.7	
26	745	543	60	205	1,553	3	48.0	35.0	3.9	13.1	
27	796	561	51	175	1,583	13	50.3	35.4	3.2	11.1	
28	863	547	46	147	1,603	5	53.8	34.1	2.9	9.2	
29	887	551	38	132	1,608	16	55.1	34.3	2.5	8.1	
30	890	529	36	125	1,580	12	56.3	33.5	2.3	7.9	
元	900	510	39	137	1,586	9	56.7	32.2	2.5	8.6	
2	874	487	43	168	1,572	25	55.6	31.0	2.7	10.7	
3	870	475	38	177	1,560	14	55.8	30.4	2.4	11.4	
4	873	504	38	187	1,602	12	54.5	31.5	2.3	11.7	
5	848	522	23	159	1,552	12	54.6	33.6	1.5	10.3	

ウ 面接相談状況等

年度	生活保護相談	法外援護	行旅病人	行旅死亡人	計
23	911	33	2	0	946
24	875	28	2	1	906
25	682	25	2	1	710
26	779	23	3	2	807
27	611	25	1	2	639
28	559	11	0	1	571
29	598	4	0	0	602
30	579	2	0	0	581
元	540	4	0	0	544
2	600	4	0	0	604
3	609	9	0	0	618
4	730	10	0	1	741
5	692	11	0	2	705

オ 生活保護年度別経理状況

扶助費	令和3年度（実績）				令和
	人員	扶助費	割合	前年増減比	人員
生活扶助	18,524 延人	835,422 千円	28.19 %	△ 4.4 %	18,827 延人
住宅扶助	18,609	461,573	15.57	△ 4.0	18,767
教育扶助	528	4,996	0.17	△ 13.2	510
介護扶助	4,386	74,176	2.50	△ 8.5	4,273
医療扶助	17,989	1,418,205	47.85	△ 7.6	18,393
出産扶助	3	301	0.01	△ 29.2	3
生業扶助	326	3,499	0.12	△ 22.7	309
葬祭扶助	16	1,543	0.05	△ 50.4	37
施設事務費	815	163,606	5.52	7.7	1,065
就労自立給付金	15	600	0.02	109.8	11
進学準備給付金	0	0	0.00	△ 100.0	4
合計	61,211	2,963,921	100.00	△ 5.6	62,199

カ 基準生活費

2級地-1	標準4人世帯		標準3人世帯		高齢者世帯		
	35才男、30才女、9才子、4才子		33才男、29才女、4才子		72才男、67才女		
	4年4月	5年4月	4年4月	5年4月	4年4月	5年4月	
生活費 (各種加算含まず)	155,450	155,450	137,170	137,170	112,190	112,190	
教育費	3,680	3,680	—	—	—	—	
住宅費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	
冬季加算(11月時点)	13,000	13,000	12,030	12,030	10,590	10,590	
期末一時扶助 (12月時点)	24,340	24,340	21,640	21,640	21,000	21,000	
母子加算	—	—	—	—	—	—	
合計	5月~10月	954,780	954,780	823,020	823,020	673,140	673,140
	11月~4月	860,650	860,650	746,000	746,000	613,900	613,900
	12月	196,470	196,470	170,840	170,840	143,780	143,780
年間計	2,011,900	2,011,900	1,739,860	1,739,860	1,430,820	1,430,820	

工 保護の申請等の状況

年度	申請	開始	却下	取下げ	停止	廃止
23	366	287	18	65	165	237
24	411	296	20	91	134	256
25	360	233	25	99	119	256
26	375	273	26	78	84	197
27	309	241	20	51	59	205
28	261	212	19	34	32	190
29	270	209	28	20	125	210
30	262	221	24	17	169	244
元	258	217	23	18	182	225
2	309	243	43	23	146	262
3	304	250	30	24	169	243
4	355	287	44	24	174	264
5	316	249	43	24	130	306

(停止については延件数)

4 年 度 (実 績)			令 和 5 年 度 (実 績)			
扶助費	割合	前年増減比	人員	扶助費	割合	前年増減比
854,564 千円	28.40 %	2.3 %	18,354 延人	835,763 千円	28.62 %	△ 2.2 %
469,685	15.61	1.8	18,485	466,359	15.97	△ 0.7
4,975	0.17	△ 0.4	498	4,687	0.16	△ 5.8
64,187	2.13	△ 13.5	4,227	63,820	2.19	△ 0.6
1,426,793	47.42	0.6	18,763	1,366,436	46.80	△ 4.2
346	0.01	15.0	2	149	0.01	△ 56.9
3,678	0.12	5.1	267	2,870	0.10	△ 22.0
4,189	0.14	171.5	28	3,435	0.12	△ 18.0
178,753	5.94	9.3	963	175,042	5.99	△ 2.1
371	0.01	△ 38.2	31	1,146	0.04	208.9
1,000	0.03	-	1	300	0.01	△ 70.0
3,008,541	100.00	1.5	61,619	2,920,007	100.00	△ 2.9

(令和6年3月31日現在)

高齢者単身世帯		母子世帯		備考
70才		30才女、9才子、4才子		
4年4月	5年4月	4年4月	5年4月	
69,530	69,530	136,000	136,000	1. 住宅費は基準額の範囲内で実費支給 単身者の場合35,000円以内(面積に応じて減額あり) 2人~6人世帯の場合42,000円~49,000円以内 7人以上の世帯の場合55,000円以内 2. 給食費は実費支給 1カ月あたりの金額 給食センター { 小学校 5,040円 中学校 5,940円 鉢盛中学校 6,000円 松本養護、寿台養護学校 7,600円
—	—	3,680	3,680	
実費	実費	実費	実費	
7,460	4,760	12,030	12,030	
12,880	12,880	21,640	21,640	
—	—	21,800	21,800	
417,180	417,180	968,880	968,880	
384,950	384,950	867,550	867,550	
89,870	89,870	195,150	195,150	
892,000	892,000	2,031,580	2,031,580	

(3) 各種減免（免除）等制度

名称目的	準拠法	開始時期	要件
税金の減免	松本市市税条例 (第24条-1-(1))	S26.1.1	市民税 生活保護法の規定による生活扶助を受けているもの
	松本市市税条例 (第65条-1-(1))	S34.4.1	固定資産税 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者の所有する固定資産
	松本市市税条例 (第84条-1-(2))	S34.4.1	軽自動車税 貧困により生活保護法の規定による扶助等公私の扶助を受けることとなったとき
国民年金保険料の免除	国民年金法 (第89条-2)	S34.11.1	1. 法定免除 生活保護法による生活扶助受給期間
	(第90条-1-2)	S34.11.1	2. 申請免除 生活保護法による生活扶助以外の扶助受給期間
し尿汲取手数料の補助	松本市し尿汲取料金補助要綱 (第2条)	S50.1.1	生活保護の適用を受けている者
葬祭施設の使用料の減免	松本市葬祭条例施行規則 (第4条-4)	S45.4.1	生活保護法に規定する保護を受けている者
NHK放送受信料の減免	日本放送協会放送受信料免除基準 (第1項(3))	S43.4.1	同上
水洗便所設置費用の補助	松本市生活扶助世帯公共下水道接続工事費補助金交付要綱 (第3条)	H10.4.1	同上
一般廃棄物処理手数料の減免	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (第16条)	S47.4.1	生活保護法の適用を受けている者

(4) 生活保護支援基金による貸付

平成21年10月から生活保護支援基金を設け、以下の条件にあてはまる方に対して、生活資金等の貸し付けを行うことができるようになりました。

対象となる方は、松本市福祉事務所において保護の開始申請を行っている方で、保護申請に基づき保護の開始が見込まれ、保護金品の支給を受けるまでの間に緊急に資金が必要な方です。

○貸付額

- 生活費 生活保護法に定める1か月分の生活費を上限に必要な額
- 住宅費 生活保護法に定める1か月分の住宅費を上限に必要な額
ただし、敷金等を必要とする場合は住宅費基準額の3倍を上限に必要な額

(令和6年4月1日現在)

申請手続		給付内容	備 考
申請先	必要書類		
市民税課	減免申請書に証明書を添付	免 除	
資産税課	//	//	
市民税課	//	//	
市民課	申請書は市民課	//	
環境保全課	申請書は環境保全課	補 助	
葬祭センター	申請書は生活福祉課に備付	減 免	
NHK長野放送局 営業部	//	免 除	
上下水道局 営業課	申請書は営業課	補 助	
環境業務課	申請書は環境業務課	減 免	事前に担当課へ連絡してください。

(5) 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前段階の自立支援策の推進を目的とし、本市では以下の事業を実施しています。

ア 必須事業

○自立相談支援事業

(松本市社会福祉協議会(まいさぼ松本)及びNPO法人サポートセンターとまり木へ業務委託)
相談者とともに課題の整理と支援計画の策定をしたのち、関係機関と調整しながら伴走型の支援をします。

○住居確保給付金

離職・廃業から2年以内または、自身の責めに帰すべき理由や自身の都合によらない理由で仕事が減少したことにより、離職や廃業と同等の状態にある方で、住居を失うおそれがある相談者の求職活動等を支えるために家賃相当額を有期で支給します。

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (令和5年度新規)

重層的支援体制整備事業の必須分野である生活困窮分野に位置づけ、孤独・孤立化しやすい生活困窮者が過ごせる居場所の確保や相談会を定期的に行う市内団体の事業に対し、補助金を交付します。

イ 任意事業

○就労準備支援事業 (労働協同組合ワーカーズコープながのへ業務委託)

直ちには一般就職が困難な相談者に対して、就労に必要な基礎能力の習得を支援します。

○一時生活支援事業

住居喪失者に対して、緊急一時的に宿泊場所の供与、食事の提供をします。

○家計改善支援事業 (松本市社会福祉協議会へ業務委託)

生活の再建や困窮状態の予防のために、中・長期的な家計管理能力の習得を支援します。

○子どもの学習・生活支援事業

生活保護受給世帯を訪問し、児童・生徒の学習支援や保護者からの養育相談に応じます。

○地域居住支援事業 (NPO法人サポートセンターとまり木へ業務委託)

安定した住居を持たない生活困窮者に対し、居住に関する相談のほか、入居可能な民間賃貸住宅情報の提供や入居後の生活支援活動を実施します。

